

子に会えぬ 海外から批判

制度に隔たり 離婚後トララブル増加

子と親の 離別



揺らぐ親権制度

①

「ハーグ条約」
一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を国外へ連れ出すケースに対応するため1980年に制定された国際ルール。国際結婚の増加に伴う子供の連れ去り問題に対応するため日本も締結し、2014年4月に発効。16歳未満の子が対象で、原則として元の居住国へ返還するとしている。

欧州連合(EU)26カ国の書面を当時の上川陽子法の駐日大使は昨年3月、日相に出した。米國務省は同年5月、国際結婚破綻時の親が子供と面会できないケースがあるとして、子供の次報告で、日本を離婚など国境を越えて連れ去る

れた子供の取り扱いを定め、たハーグ条約の「不履行国」に認定。今年には撤回したもの、「引き続き強く懸念する」とした。また、国連の「子どもの権利委員会」は今年2月、日本政府に対し、外国籍の親も含め離婚後の共同養育を認める法改正や別居親との接触を続ける方策を実現するよう求めた。

日本では生活中に子供を連れ去られたイタリヤ人とフランス人の父親は昨年12月、海外からの批判が高まっているのは「裁判官の責任」とする公開質問状を最高裁長官に提出。ハーグ条約などよりも、同居親を優先する「監護の継続性」を重視して連れ去りを実行した親に親権を与える判決は不当だと訴えた。

国際結婚の増加に伴い、どちらかが外国籍を持つ父の間のトララブルが増加している。両親の離婚後、「単独親権」をとるのは先進国では日本のみで、「共同親権」を前提とする外国籍の親が子供に会えなくなった際の困惑が、近年こうした形で表面化してきている。



タイで家族と暮らしていたが、離婚後に子供と引き離された女性。子供には「ずっと愛していたよ」と伝えたいという
＝東京都内

親権制度はそれぞれに長所と短所が指摘されている

単独親権	共同親権
○ 子育ての意思決定がしやすい	○ 離婚後も父母が協力する枠組みが得られる
○ 安定的な親子関係を築ける	○ 虐待を受けた場合、関係機関などが別居親への相談を検討できる
△ 親権のない親がほとんど子育てに関われない	△ 父母が対立すると子育ての合意が取りづらい
△ 親権争いが、父母の敵対や「連れ去り」を生じさせやすくする	△ 家庭内暴力(DV)があった場合も関係を継続しなければならず危険

国際結婚の増加に伴い、どちらかが外国籍を持つ父の間のトララブルが増加している。

驚いた男性は、息子の引き渡すを求める審判を家裁に提起。家裁は元妻を監護者には認めなかったが、「(息子の)現在の平穏な生活を奪う」などとして男性に引き渡すことも認めなかった。男性は「決定は元妻の違法行為を支持している」として名古屋高裁金沢支部に抗告したものの、棄却された。息子に会えないままワシントンに暮らす男性は「日本の制度は子の発達よりも同居親の希望を最優先している」と嘆く。

元夫の仕事の都合で家族でタイで暮らしていた女性(39)は、離婚した15年に家を出るよう元夫に迫られ、2人の子供を引き離された。女性が養育するとの約束だったが、「親権者は便宜上、僕にする」などと言われて元夫に逆らえず、一人で日本に帰った。その時はまだ、子供と会う機会は設けてもらえなかったと考えていた。

この連載は加藤園子が担当しました。

「単独親権制度の見直しを検討している法務省は現在、世界24カ国の親権制度の実態を調査している。担当者は「単独親権が共同親権かという形式だけでなく、制度の運用や制裁、それらのメリット・デメリットを幅広く調べたい」としており、日本でどんな制度が有効か検討する方針だ。離婚後の子供をめぐるとラブルは後を絶たない。子供の養育環境を最優先に、新たな制度の実現が求められている。